

令和3年7月16日

「生徒指導支援資料7『いじめに取り組む2』」について

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、いじめ問題に取り組んでいる学校関係者向けに、いじめ防止の取組推進に資する標記資料を作成しました。

1. 概要

当センターでは、「いじめ」をテーマにした「生徒指導支援資料」を作成しており、今回はそのシリーズ7として、「いじめに取り組む2」を作成しました。本資料は、『いじめ追跡調査 2016－2018』と『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3－基本方針を実効化する対策組織の構成と運用－』の2点から構成されています。

2. 内容（詳細は別紙参照）

(1) 『いじめ追跡調査 2016－2018』

いじめの実態を定点観測的に調べた結果を3年ごとにまとめている報告書の最新版です（前回は、平成28年6月に『いじめ追跡調査 2013－2015』を「生徒指導支援資料6『いじめに取り組む』」として公表）。

- ・調査対象：大都市近郊の地方都市の小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒
- ・調査方法：2016年（平成28年）～2018年（平成30年）の3年間で6回の質問紙調査を実施
- ・特徴：いじめの実態（被害経験及び加害経験）の数量的変化を経年的に追うだけでなく、個々の児童生徒におけるいじめの実態を追うことが可能

(2) 『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3－基本方針を実効化する対策組織の構成と運用－』

平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、これまで同年11月及び平成26年6月に「生徒指導リーフ増刊号」として、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、点検・見直しする際の解説書を作成しています。今回は、新たに学校が設置する対策組織に期待される姿と実際に学校現場でそれを実現するための構成と運用について、より具体的に解説しています。

3. ウェブサイトへの掲載

資料本体は、当研究所のホームページに掲載します。

<https://www.nier.go.jp/shido/shienschiryu/index.html>

(お問合せ先) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
副センター長 武井 久幸 電話 03-6733-6903
専門官 石川 いずみ 電話 03-6733-6879
企画係長 久保田 哲也 電話 03-6733-6880

「生徒指導支援資料7『いじめに取り組む2』」

1. 『いじめ追跡調査2016-2018』について

(1) 調査の概要)

- ・調査時期：2016-2018年の6月末と11月末の年に2回（計6回）
- ・調査地点・対象校：匿名性を維持しつつ、個人を特定できる形で数年にわたって追跡していくことが目的。大都市近郊にあり、住宅地や商業地のみならず、農地等も域内に抱える地方都市を選び、その市内にある6中学校区全ての小学校と中学校が対象（2016年計18校、2017-2018年計17校）
- ・対象児童生徒：小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒4,000名超（1学年当たりの児童生徒数は700名前後）

(2) 主な内容

いじめの「認知件数」の増加は問題ではないのか、それは「発生件数」の増加を意味するのではないのか等の疑問に対し、データに基づいて回答する。

■いじめ認知件数の増加は、問題ではないのか？（P5）

- ・「認知件数」と「発生件数」の違いと、文部科学省がいじめの「認知件数」の増加を肯定的に評価している意味合い（積極的な認知がいじめの実態に迫ることになる）を解説。

■いじめの発生件数は、増えていないと言えるのか？（P6-9）

- ・①「暴力を伴わないいじめ」及び②「暴力を伴ういじめ」について、調査から得られた「経験率」の2010年度からの推移を示し、いずれについても小学校では減少傾向（男子被害経験率の場合、①2010年50%前後→2016年後半40%前後、②2010年30%前後→2016年後半25%程度）、中学校では横ばい（男子被害経験率の場合、①2010年～2016年30～35%の幅で増減、②2010年～2016年20%前後で増減）を示しており、「発生件数」が増加している可能性は低いことを示唆。
- ・一方、認知件数は飽くまでも発生件数の一部にすぎないが、教職員等の意識が高まれば、今後も「認知件数」は相当程度増え得ることを示唆。

■3年間の継続や再発の割合も変化したのか？（P10-13）

- ・①「暴力を伴わないいじめ」、②「暴力を伴ういじめ」いずれの継続・発生率も、A「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」。2013年制定・施行）前の2010年度からの3年間（小4→小6、中1→中3）と比べ、B「推進法」後の2016年度からの3年間（同前）は減少傾向（主に小学校に係る加害経験で顕著であり、①の場合、A：86%⇒B：69%（▲17%））。

■6年間の継続・再発傾向はどう変わったか？（P14-15）

- ・6年間（小4→中3）の継続・再発率に対する「推進法」の影響を厳密に検討することはできないが、2018年度の中3を見ると、①「暴力を伴わないいじめ」の場合、幅広い児童生徒が被害者にも加害者にもなり得るという傾向（「常習的」な被害経験45%、加害経験36%）を、②「暴力を伴ういじめ」の場合、限られた一部の児童生徒が繰り返すという傾向（「常習的」な被害経験13%、加害経験7%）を示唆。

■「推進法」の前後で、何がどう変化しているのか？（P16）

- ・前述のデータに基づき、「推進法」施行は、教職員の意識を変化させた結果、①いじめに対する指導の変化による、経験率等の減少、②いじめの認知に対する学校の姿勢の転換による、認知件数の増加という二つの流れを生んだと考察。
- ・今後は、いじめの認知件数の増加が教職員のさらなる意識・指導の変化につながり、なお一層の経験率等の減少をもたらすことも期待。

【参考：図表の一部抜粋】

★「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）の被害経験率（2010～2018年度、小学校）

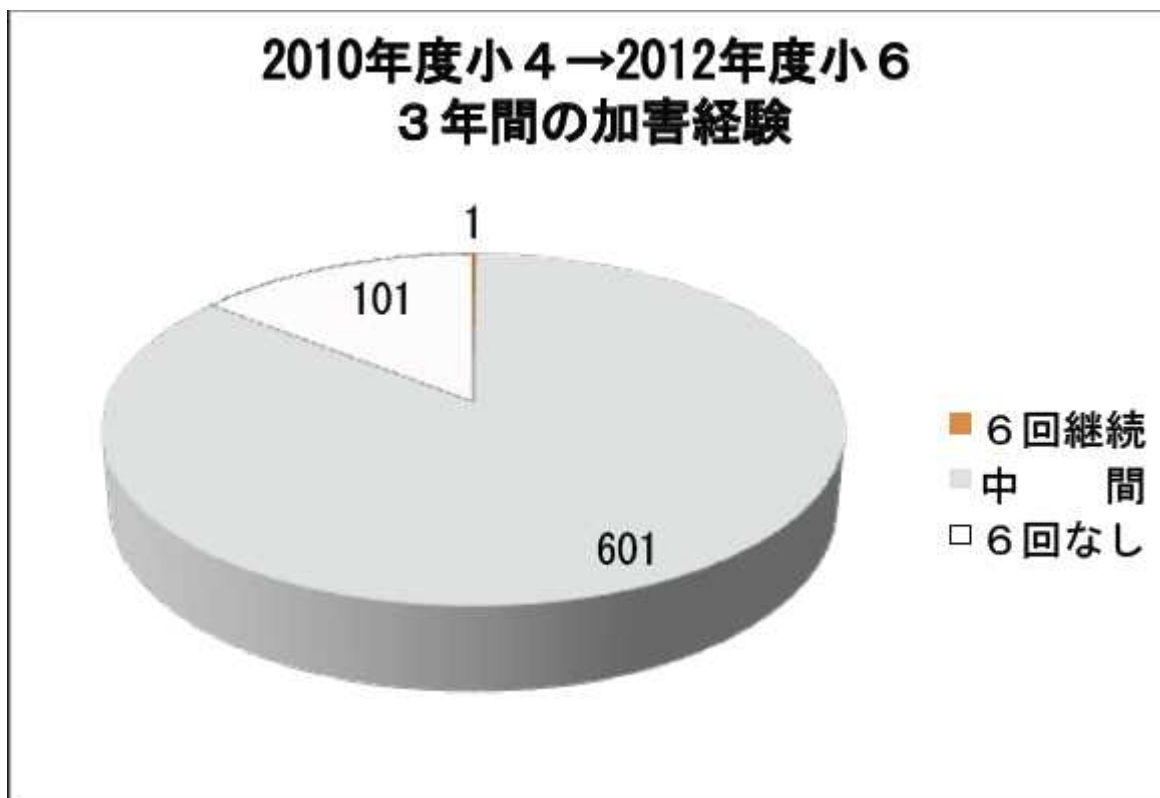
（P6：図2-1（男子））



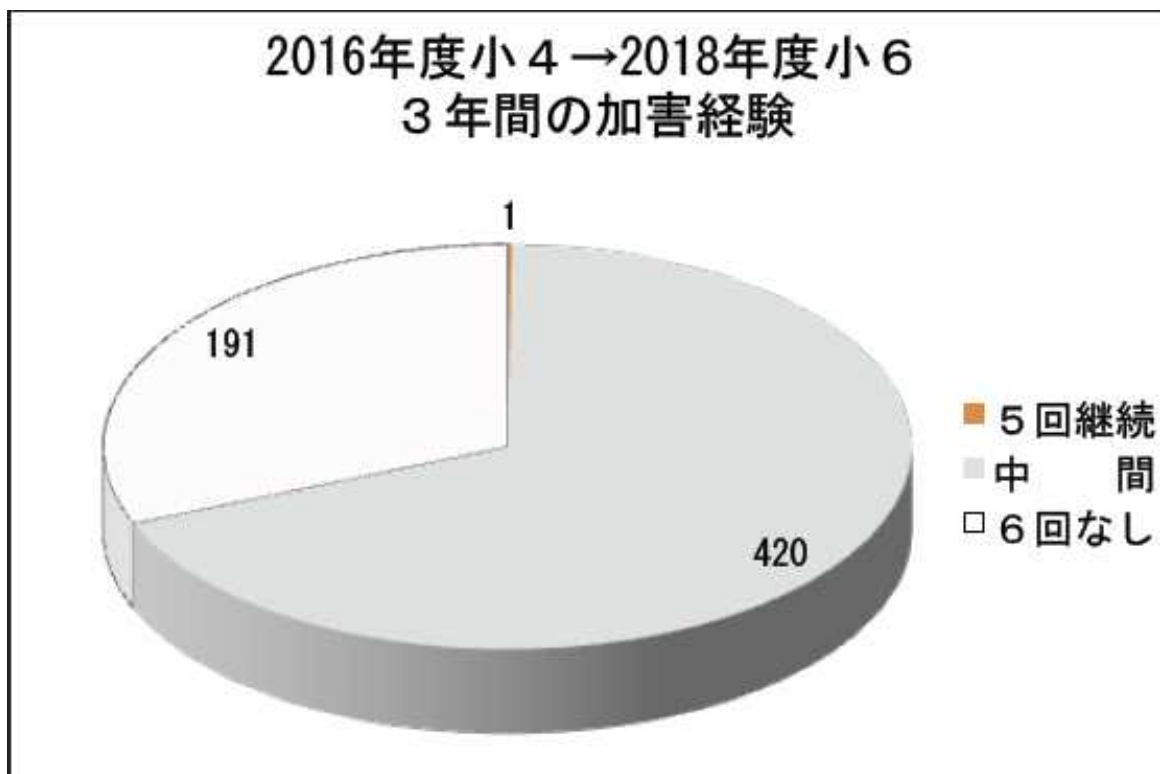
（P6：図2-2（女子））



★「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ・無視・陰口)の加害経験(「推進法」前と後)
 (P10: 図4-1 2010年度小4→2012年度小6 3年間の加害経験)



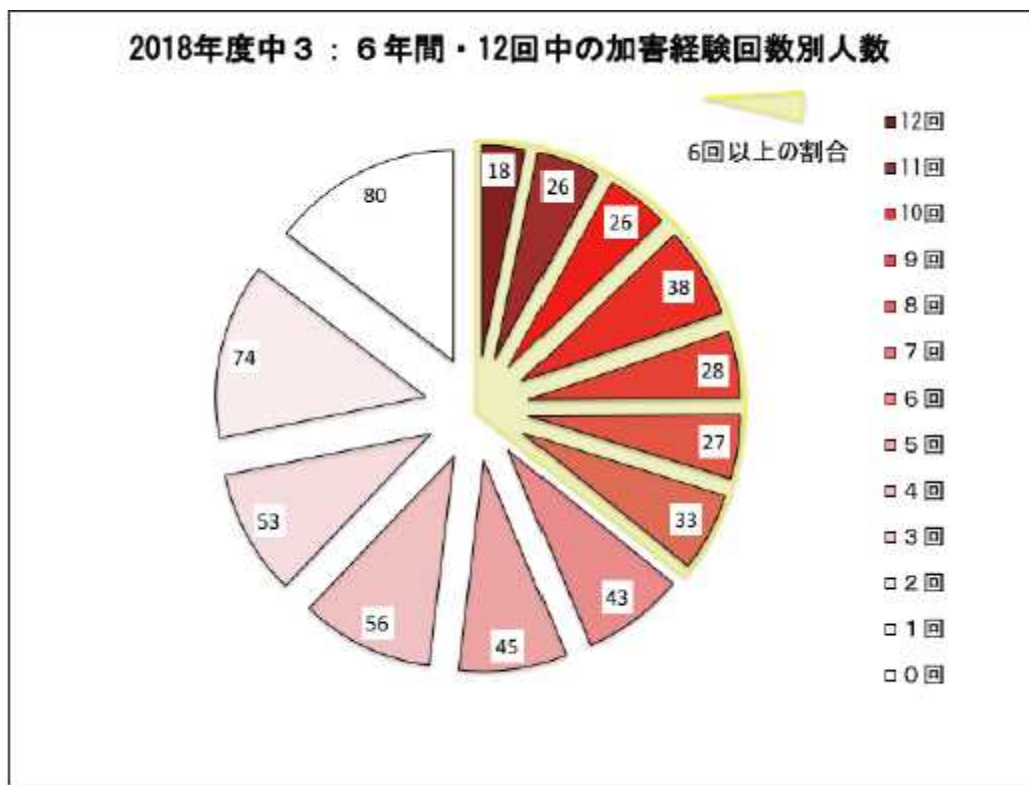
(P11: 図4-2 2016年度小4→2018年度小6 3年間の加害経験)



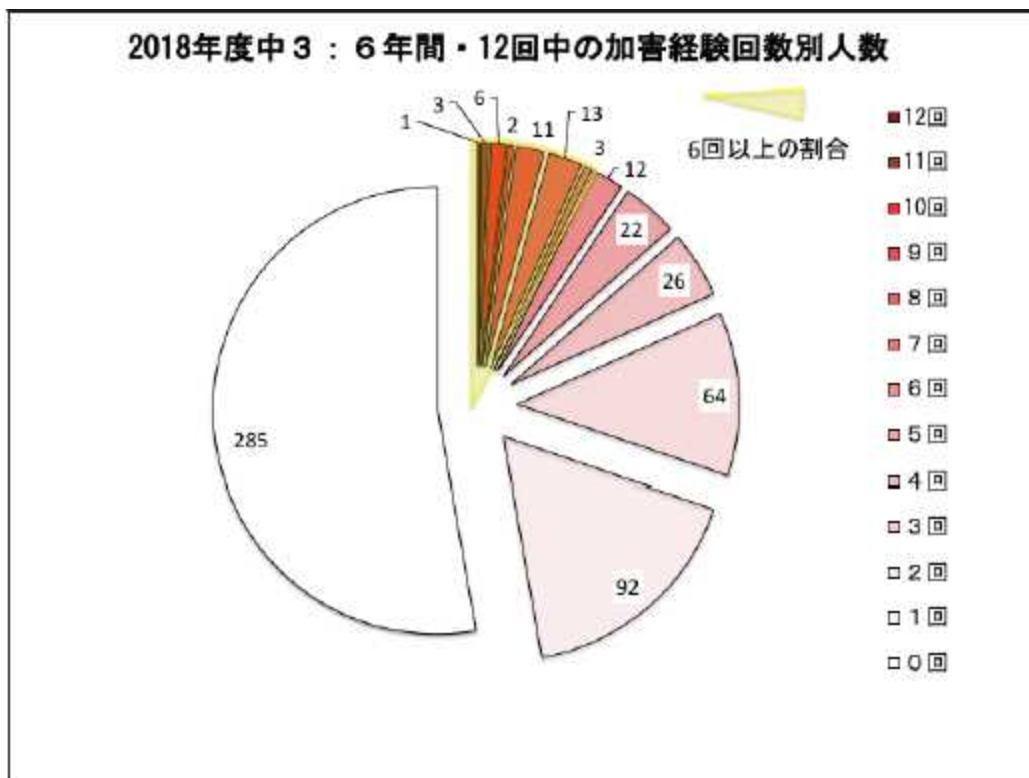
★過去6年間のいじめの加害経験回数（2018年度中学校3年生）

※各年2回調査，計12回のうち6回以上の経験がある場合を「常習的」と仮定

（P14：図6-1「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口））



（P15：図6-2「暴力を伴ういじめ」（ひどくぶつかる・叩く・蹴る））



2. 『生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3 -基本方針を実効化する対策組織の構成と運用-』について

「推進法」に基づき、学校が設置するいじめ等の「対策組織」のあるべき姿と、その実行可能な構成と運用について解説し、学校の実情に適した取組の体制が整えられるよう支援する。

■学校に求められていること（P 4 - 7）

- ・「推進法」が「基本方針」の策定と「対策組織」の設置を学校に求めた趣旨について解説。「基本方針」は、達成を前提とした目的や計画を示した行動計画であり、「対策組織」は、それを確実に実行に移すための組織であることを強調。
- ・「暴力を伴わないいじめ」は、早期発見が有効となる「暴力を伴ういじめ」と比べて明快な対応がとりやすく、「対策組織」で判断して対応することが不可欠。

■対策組織の構成と運用の考え方（P 8 - 9）

- ・「対策組織」には、「二つの顔」(①重大事態に対応する幅広いメンバーの組織, ②日々のトラブルも想定した少人数の機動的な組織)が求められており、両立を図ることが必要。
- ・外部メンバーを含む幅広い組織構成にする一方、内容に応じた柔軟な構成で作業を進める組織運用を行うこと、日々の対応はメンバー内の「集約担当」が校長の承認を得ながら進めていくことが有効。

■対策組織の構成と運用の実際（P 10 - 13）

- ・「対策組織」の基本となる構成とそれに基づく運用について、参考となる例を例示。
- ・組織の構成例として、①校内の教職員からなる「いじめ対策チーム」、②外部の専門家等を加えた「学校いじめ対策組織」、③チームの1名ないし複数名からなる「報告窓口」（「集約担当」1名を含む）を提示。
- ・組織の運用例として、「個々の教職員→「報告窓口」→「集約担当」（緊急性の仮判断）→校長→「いじめ対策チーム」という流れを説明。
- ・「いじめ対策チーム」について、小・中・高等学校の段階別、規模別の具体的な留意点を説明。

■記録の作成と活用（P 14 - 15）

- ・いじめ対策のための記録は、教育委員会等への事後報告のために止まらず、学校における取組の改善に資するものとする必要がある。
- ・このためには、いじめと認知された事案に限定せず、その他の事案を含めて対応開始から作成を開始し、適宜更新すること、教職員間で常に共有できるようにすることが必要。

※公務支援システムにおいて記録ツール機能を組み込むことも有効な方策のひとつ

(以上)